

平成31年度前橋市HEMS機器設置費助成金交付要項

平成31年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所環境政策課（2階）	電話 898-6292（直通） 224-1111（内線3293）
-------------------------	-------------------------------------

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	家庭における省エネルギーの包括的な促進と地球温暖化防止対策を推進するため、住宅用ホームエネルギーマネジメントシステム機器（以下、「HEMS機器」という）を設置した個人に対し費用の一部を助成します。
内容	助成対象者 この助成の対象となるのは、HEMS機器を設置した次のいずれにも該当する個人とし、一世帯につき一基を限度とします。 (1) 対象となるHEMS機器を設置する店舗併用住宅を含む住宅（以下、「住宅」という。）に自ら現に居住し、住所をおいている者 (2) 住宅に対象となるHEMS機器を設置し使用している者 (3) 市税を滞納していない者 (4) 本人又は同一世帯の者が、過去に本市が行っていたHEMS機器設置費助成事業、平成25年度高効率給湯器等設置費助成事業において、HEMS機器の助成金交付を受けていない者
	交付の対象となる事業及び対象経費 HEMS機器を平成31年4月1日以降に新規で購入し、設置した場合で、助成対象経費には設置に係る費用も含まれます。中古品や転売品、増設は対象となりません。
	交付金額 2万円
交付手続等	1 助成対象者はHEMS機器の機能を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。 2 助成対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 助成対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。

<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>前橋市HEMS機器設置費助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、設置後、平成31（2019）年5月7日から平成32（2020）年3月31日までに申請してください。</p> <p>(1) HEMS機器の購入及び設置に伴う領収書の写し (2) 領収書内訳書（様式第2号） (3) HEMS機器の保証書の写し（型番、製造番号、保証期間、引渡日等（お買上げ日）、申請者氏名、住所等が明記されているもの） (4) HEMS機器の設置状況がわかるカラー写真 (5) HEMS機器の仕様、規格等が判別できる資料（カタログ等）の写し (6) 完納証明：納税証明書（未納税額のない証明）</p>
<p>交付決定の時期等</p>	<p>提出された交付申請書の審査を行い、申請書を受理した日から14日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額、条件等を決定し、次の書類により通知します。ただし、平成32（2020）年3月18日以降の申請については、平成32（2020）年3月31日までに決定します。</p> <p>交付決定通知書（様式第3号） 不交付決定通知書（様式第4号）</p>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>1 前橋市HEMS機器設置費助成金交付請求書（様式第5号）により請求してください。</p> <p>2 提出された請求書の内容を確認後、受理した日から30日以内に支払います。</p>
<p>交付決定の取り消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されません。</p> <p>(1) 虚偽記載、その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額。 (2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額。</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請書（様式第1号） 2 領収書内訳書（様式第2号） 3 交付決定通知書（様式第3号） 4 不交付決定通知書（様式第4号） 5 交付請求書（様式第5号）</p>